

# 議会改革特別委員会

平成 2 8 年 6 月 3 日

葛 城 市 議 会

## 議 会 改 革 特 別 委 員 会

- |           |                  |          |    |
|-----------|------------------|----------|----|
| 1. 開会及び閉会 | 平成28年 6 月 3 日（金） | 午前10時00分 | 開会 |
|           |                  | 午前11時23分 | 閉会 |

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- |           |      |       |
|-----------|------|-------|
| 3. 出席した委員 | 委員長  | 西井 寛  |
|           | 副委員長 | 内野 悦子 |
|           | 委員   | 川村 優子 |
|           | 〃    | 増田 順弘 |
|           | 〃    | 吉村 優子 |
|           | 〃    | 白石 栄一 |

- |        |     |       |
|--------|-----|-------|
| 欠席した委員 | 委 員 | 西 川 朗 |
|        | 〃   | 藤井本 浩 |

4. 委員以外の出席議員 議 長 赤 井 佐太郎

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名  
な し

6. 職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 中 井 孝 明  
書 記 吉 田 賢 二  
〃 山 岡 晋

- ## 7. 調 査 案 件（所管事項の調査について）

- (1) 議会基本条例の制定について

- (2) その他

開 会 午前10時00分

**西井委員長** ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。6月議会を控えた中で、議員各位には大変お忙しい中、委員会を開催いたしましたところ、出席いただき、ありがとうございます。また、きょうのニュースで、北海道の子どもさんが無事救出されたといういいニュースが入ってきました。普通に考えれば、もう亡くなっているような日にちがたっているのに、喜ばしいニュースを聞かせてもらった後に開会させてもらおうということで、喜ばしいことを続けて決めてもらえればと思いますので、どうかよろしくご協力のほどお願いいたします。

一般の傍聴の取扱いについてお諮りいたします。

本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴人入室)

**西井委員長** なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、これより調査案件に移ります。

調査案件(1) 議会基本条例の制定についてを議題といたします。

前回の委員会以降、条例素案作成部会では、第8回目を4月7日、第9回目を4月21日、第10回目を5月25日に開催しております。本日は2月12日に開催した第6回目の作業部会から第10回目の作業部会で協議した内容についてご確認いただき、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。

それでは、まず作業部会の協議内容について、事務局より説明願いたいと思います。

中井事務局長。

**中井事務局長** それでは、事務局より説明申し上げます。現在、作業部会は第10回が終わりましたので、その進捗状況について報告させていただきます。

資料1の方をお願いいたします。前回、平成28年3月2日に開催しました議会改革特別委員会では、資料の方の番号を振っています7番から14番までを報告させていただきました。今回はこの前文の15番から21番までの確認を願いますので、その説明をさせていただきます。

まず、前文から朗読させていただきます。前文におきまして、「葛城市議会は、日本国憲法に基づいて葛城市民による直接選挙によって選ばれた市民の代表で構成される合議制の議事機関であり、二代表制の下、市政における課題の論点及び争点を明らかにしながら、自由闊達な議論を通じて意思決定を行うとともに、市政運営への評価、監視機能及び立法機能を十分に発揮することにより、地方自治の本旨の実現を目指すものである。また、今後、更なる地方分権改革の進展や全国的な人口減少社会の到来など、本市を取り巻く環境が大きく

変化していくことが予想され、市の意思決定機関として本市議会が果たすべき役割の重要性が増す中、本市議会においては市民の生活向上と福祉の充実のため、市民の意思を的確に把握し、豊かな自然と古代からの歴史と文化の香り高いまちとして輝いてきた葛城市のまちづくりを更に推進していかなければならないところである。このような役割を踏まえ、本市議会は公平公正で透明な議会運営に努め、これまでの議会改革を更に推進し、市民の参加と開かれた議会づくりを追求するとともに、葛城市政の更なる発展に寄与するため、議会の目指すべき理念を達成することを決意し、この条例を制定するものである。」この前文の趣旨におきましては、葛城市議会の現状を踏まえ、市民と議会が進むべきあり方を示し、本市議会がこの条例を制定する決意を述べたものでございます。

続きまして、16番、目的、第〇条、葛城市議会（以下「議会」という。）及び議会の議員（以下「議員」という。）の活動のあり方に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び本市の発展に寄与することを目的とする。この条例の目的は、二元代表制のもとで議会に関する基本的なことを定め、これに基づき活動することで、市民の福祉の向上と市政の発展を目指すことを目的といたしております。

次に、17番、議会の活動原則、第〇条、議会は市民の代表機関であることを常に自覚し、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。（１）公平性、透明性、信頼性を重んじた市民に開かれた議会を目指すこと。（２）市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。この議会の活動原則につきましては、公平、公正な議会運営の維持を基本とし、合議体である議会の活動を明確にしたものでございます。

続きまして、18番、議員の活動原則、第〇条、１、議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじなければならない。２、議員は、市政について、市民の意見を把握するとともに、自己の能力を高めるために不断の研鑽を行うことによって、計画、施策及び事業（以下これらを「政策」という。）の立案及び提言を行うよう努めるものとする。３、議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。この議員の活動原則におきましては、議員が市民の代表として、市民全体の利益のために活動することを述べております。

続きまして、19番でございます。市民参加及び市民との連携、第〇条、１、議会は、市民に対し、その保有する情報を積極的に発信するとともに、議会の活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。２、議会は、本議会のほか、常任委員会（、議会運営委員会）及び特別委員会を原則公開するものとする。３、議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第100条の２の規定による専門的知見の活用並びに法第109条第５項及び法第115条の２による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。４、議会は、市民から出された意見、要望及び提案を真摯に受けとめて検討し、政策の立案に生かすものとする。５、議会は、市民からの請願及び陳情を市民による政策の提案と受けとめるとともに、請願にあつては、これを審議し、又は審査するものとする。この条文につ

きましては、市民にいろんな方法で情報を発信して、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見や要望を政策に反映させるものでございます。この括弧の二重線の部分につきましては、後ほど議論願いたいと思います。

20番でございます。広報機能の充実、第〇条、1、議会は、市政及び議会運営に係る情報を常に市民に対して周知するため、広報機能を充実させなければならない。2、議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。3、議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう、議会広報活動に努めるものとする。この広報機能の充実につきましては、市民に議会を理解していただくために広報機能の充実に努めるために、その取り組む方針を定めております。

次に、21番でございます。市民懇談会、第〇条、議会は、市政及び議会運営について、市民と情報の共有及び意見交換を行うため、市民懇談会を開催するものとする。この市民懇談会につきましては、開かれた議会を目指すため、市民との意見交換会の機会を設け、市民参加を確保しながら政策の立案等を行っていくことを示しております。

以上で第6回から第10回まで確認いただきました説明を終わらせていただきます。今回の報告をもって全ての確認作業が終わりましたので、条文形式にまとめましたのが別紙2の葛城市議会基本条例（案）でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

**西井委員長** それでは、ただいまの内容について皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。まず事務局の説明にございました条例の中の括弧書きの箇所についてお伺いしたいと思います。

括弧書きの箇所というのは、第3章の「議会運営委員会」を傍線二本で引いているところですね。意見を聞く前に言うたら何かと思いますけど、これは作業部会におきまして、意見としては、開かれた議会という形ならばいろいろ見てもらうべきやと。しかしながら、議会運営委員会というのは、決定機関でありながら、提出された議案の審査をどのようにするかとかいう議会自身の打ち合わせという問題があるのに、その打ち合わせ自身は、本来言えば、余り公開しすぎることによって打ち合わせの弊害が起こることもあるんじゃないかという2つの意見がございましたので、これは本委員会と全員協議会にお諮りして、この部分をどうするかということになっております。はしょった説明で、説明にならなかったかもわかりませんが、ご意見がございましたら聞きたいと思います。

川村委員。

**川村委員** 10回にわたりまして作業部会を見せていただきまして、大変なお時間を費やしていただいたことに、まず敬意を表したいと思います。ありがとうございます。私もその確認という意味で、これまでの議会改革特別委員会に出させていただいているんですけども、この議会運営委員会と今、委員長がおっしゃいましたこの項目につきましても、私は議会運営委員会にも所属しておりますので、おっしゃる経緯というのはわかるんですけども、一応傍聴というのは今までない形で、ここに関しては原則公開というところから外れているということは、その内容については議案の内容まで触れない、ただ議会をこれから運営するのにどういった

順序でやっていくかというような、そういった内容が中心ですので、私自身もその体験をもとに大体の納得というのはさせてもらっていたんですけども、改めてそれを問われるとなれば、一応そういった流れになってきた各経緯は私にはちょっとわからないので、今までそういう議論になって、議会運営委員会については公開しないという形を持ってこられた。過去に議論されたその経緯とかも、ぜひお聞かせいただきたいなというふうに思うんですけども、きょうこの少ない人数で、過去に先輩たちがどういう議論を交わされたかというのもありますので、全員協議会の方にもかけていただきたいなという思いでございますので、今日わかる範囲で、委員長が冒頭で言われましたけども、そのところをまた説明いただきたいなというふうに思っております。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 私自身が作業部会に入って、その議論の中で意見も述べているわけでありまして、まずはやはり作業部会に入っておられない委員にご意見を聞くというのが筋だと思いましたので、皆さんの話を聞いてからというふうに思ったんですが、僕の意見としては、やはり議会運営委員会はもとより、全員協議会あるいは委員会協議会等も基本的には公開すべきだという意見であります。これは、全体として意見をそれぞれ出して議論をしたわけでありまして、全会一致が原則でありますので、私の意見はまさに少数で、全員協議会あるいは委員会協議会等の公開についてはしないと。しかし、議会運営委員会はやはり検討すべきではないかというふうな話で、今回ちょっと残っているわけであります。

私はそういう立場でありますけれども、とりわけ議会運営委員会というのは、地方自治法の改正において、議会運営委員会が条例に基づいて設置されるということがきちっと規定され、法定されたということからして、これは当然のこととして公開されるべきだというふうに思っています。議会運営委員会の役割というのは当然、議会の事務、議案等を定例会においてどのように諮り進行していくかということが中心であったり、あるいは議長の諮問に対して答えていくということでもありますけれども、基本的にはやはり定例会ごとの諸議案に対して、内容の審査はしませんけれども、それぞれの条例改正なり補正予算なりの議案が適正、適法に処理されて、それが上程されることになるのかという点を確認することが第一義であります。だから、中身ではないけれども、議案そのものが適正であって適法なものなのかどうかということは審査しないといけない問題だというふうに思いますし、また、定例会における審議の日程とか、詳細にわたって議論するわけで、非常に重要な役割を果たしているわけありますから、基本的に全員協議会や委員会協議会とは全く性格、内容が異なる分であって、これはやっぱり常任委員会や特別委員会と同等に扱うべきであるというふうに思います。もし公開できないというふうな一定の状況があるなら、議会運営委員会というよりは、実体として組織はないですけども、会派において調整をすとか、そういう工夫をすればいいのではないかというふうに私は思っております。

そういうことで、やはり最低、議会運営委員会は公開すべきだというふうに思っています。これは私の意見です。

**西井委員長** 中井事務局長。

**中井事務局長** 今現在の葛城市の公開についての部分の運用でございます。委員会につきましては、申し合わせで、議会運営委員会を除く委員会の一般傍聴は、委員長が委員に諮り許可するとさせていただいているところから、常任委員会と特別委員会のみ、委員長の許可のもと公開させていただいているという状況でございます。

**西井委員長** 申し合わせのときに、議会運営委員会というのは過去の経緯から言ったら、自治法が変わったのはたしか平成3年でしたかね。議会運営委員会が法的に委員会にするような形になった。その平成3年の変わった時点では、実際ほかの常任委員会と同じぐらい以上の委員会の権限が与えられたというふうに私個人的には認識しているわけですが、ただ、長い流れの中で、議会運営委員会というのは、上がってきた議案、また特別ないろんな議会運営の事件が起こったときに、打ち合わせしながら会議をスムーズにされているという経緯がある中で、議案の中身は審査しないけども、今、白石委員がおっしゃったけど、その振り分けをするという委員会ということになりますので、スムーズにいくためには、秘密会じゃないですけども、議員だけでした方がいいんじゃないかと、過去にはそういう話もあったように記憶しているわけです。

今回の議会改革特別委員会では、議会基本条例作成という中で、できれば開かれた議会という形をとらなければならないという考え方は作業部会全員が持っているわけですが、余り開きすぎることによって弊害が起こる部分があるんじゃないかなという意見も出てきて、議案の調整みたいなところを余り見てもらうこともいかがなものかと。議案の中身というのは住民にかかわる問題です。その辺の感覚の差があるんじゃないかなというのが過去から続いているというふうに、これは私だけの個人的な見解ですけど、そういう点からいけば、中身については審査していないから、その辺を考慮したら、議会運営委員会だけはちょっとという意見もあって、皆さんの意見を聞くこととなった、そういうことですね。議運だけ傍聴がないというのは、過去にもその意見があったんじゃないかと。これは確かに作業部会で、白石委員がおっしゃったように公開すべきやろうという意見もあるし、また、現実には議会の打ち合わせを公開するというよりも、中身に入ったところについて全部公開したらいいんじゃないかという意見とがあって、2つの意見があったから、この二重線を引くということになったと。

それと、公開するということになれば、やっぱり議運の方々の意見も聞かねばならないやろうということで、作業部会では結論が出なかった部分として、この部分を議会運営委員会で一応皆さんの意見を聞いて、また全員にかかわる問題やから、全員協議会でもいろんな意見を聞いた中で、この部分については決定していけばいかがでしょうかということになったわけでございます。

増田委員。

**増田委員** 私も作業部会の一員としてこの議論を聞かせていただいて、先ほど川村委員がおっしゃったように、過去の経緯、なぜ今日まで公開がなかったということを今、委員長からご説明いただきました。今改めて確認といたしますか、おさらいといたしますか、そのときもいろいろとご説明いただいたんですけども、要するに議論の内容が情報として公開するような内容じゃ

ないというふうなお話でした。

先日テレビを見ていたら、国会の議院運営委員会というふうなことの報道の中で、テレビのアナウンサーがどういう表現をしたか。視聴者に対してわかりやすく説明された表現として、議会の裏舞台と。これはいい意味で、悪い意味で、段取り会議というふうな表現をされていきました。なるほどなと、私もそのときにはわかりやすい言葉やなど。段取りする会議やというふうにお聞きしました。今、委員長のお話ですと、段取りする会議であって、議論する会議ではないから、見ていただいても見るに値しないんだと、そういうふうに解釈させていただきました。

それと、もう一つは、作業部会でお話があって、きょう余りその議論をされていないんですけども、議会運営委員会を公開して開いて、委員の方が日程調整をされる。傍聴の方も、その日程についていろいろ情報として、何月何日にどういうふうな段取りでということをお聞きになります。それ以外の、議運以外の議員の方は、その情報の入手といいますか、情報を受けるのに若干タイムラグがある。議員が知らない、まあ委員外で出席すればいいというようなものですが、委員外議員の方は、後にその議案をいただくと、こういうタイムラグがあるのがいかなものかという議論も作業部会の中であつたように記憶しているんですけども、それがどのぐらい重要なのかというのは、皆さん方のご意見を頂戴しないと私も判断しにくいんですけど、そういうこともあるのかなと。難しさといいますか、用意ドンで情報を発信するという形じゃないというところに、この段取り会議は一般の方、市民の傍聴を避けるといいますか、控えるというふうな判断をされているのかなというふうに判断したんですけども、情報のタイムラグについて、局長なり、もしわかったらお聞きしたいんですけど。

**西井委員長** 6月議会も迫ってきた中で議会運営委員会が開かれて、議運が終わればその日のうちに議案等を配付してもらっている。日程表もその中に入っている。傍聴したら、議員よりも先にそういう情報が傍聴者にわかるという、その辺がおっしゃるようにタイムラグが発生する。問題点が、その辺から言うたら、24時間以内に一般の住民の方の方が先に知る可能性が出てくるということは、おっしゃるとおりあると思います。

中井事務局長。

**中井事務局長** ただいま委員長が言われましたとおり、議運が終わりましたその日のうちに、議案とかを全て配付しております。24時間と委員長は言われましたけれども、それは最大であって、多分そんな24時間ではなく、3時間、4時間のタイムラグというのは発生していると思います。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 情報のタイムラグというふうなことは昔からあつた問題なんですけども、以前はどのような状況であつたかというのは、議会運営委員会があって、提案される議案、そして、その開会日はいつからいつまでで、その中で一般質問をいつして、そして常任委員会をして、最終の本議会はいつになるというふうなことを、これらを決めるわけですね。しかし、一番の問題はやはり議案なんですね。当時は議案配付が本議会のその日に、それこそ議場に置いていると、そういう状況があつたわけですね。これでは、実際に本会議主義をとっている市町村

議会において十分な議案審査ができないという形で、議会運営委員会も本会議の開会よりも早くやると。そして、議会運営委員会で決まったら即配付し、議員が議案を熟読できるような期間を設けるというふうなことで、そこが一番のタイムラグのポイントなんです。だから、住民の皆さんが、あるいは議員がその中身を知るか知らないかということは、私は枝葉の話だというふうに思います。

先ほどの問題というのは、まさに議員が日程を把握し、議案の中身をやはり熟読し、本会議や常任委員会で市民の立場から質疑をし、討論し、表決していく、判断していく、こういうためにそういうタイムラグをできるだけ解決していくと、こういうふうになっている。だから、市民との関係で、市民は主人公なんですから、それは市民の皆さんに即公開していくというのが僕は本来原則やというふうに思います。しかし、我々はその議案に対してやはりきちっと責任を負ってやらないかということでもありますから、それは早く議案を手にして、ちゃんと議論に参加するというのが一番大事なことでね。

例えばいろんな事件があつて、今は東京でもありますけれども、知事の政治資金の使い方において、百条委員会でやるのか、他の所管の常任委員会で調査案件としてやるのかとか、いろいろなそういうことが出てきた中で、なかなか公開できないという部分も出てくるかもわかりませんが、基本的な議会運営委員会の定例会前における審議の内容というのは、公開しても全く問題のない話だと。しかし、うちは残念ながらこの基本条例の中に会派制度というのは取り入れませんでした。本来ならば、会派制度があれば、それこそ会派協議会の中で、百条委員会をどうするんやと、あんたとこの党はどう思ってるねん、あんたとこの会派はどうやねんというふうな形で、議会運営委員会で懸案になっているいろいろなことについて、先ほど言われたような段取りの会議、本来私はそういうところでされるべきだと思います。

だから、国の国会対策委員長会議なんていうのも、委員会の理事会とか、いろんなものも公開であつたり非公開であつたりするわけですから、そういう機関がないから、今こうやって議会運営委員会をどうするねんというような話が出ている。それは結果としてそうなればやむを得ないというようなものですが、やはり少なくとも議会基本条例を策定し、その第1は、議会が議会としての機能を発揮して市民の負託に応えるということが大事。第2は、やはり市民に開かれた議会がきちっと説明責任を果たしていくということが、今回の基本条例を策定していく大きな意義であるわけですから、そういうことからするならば、議会運営委員会は原則公開して、先ほどちょっと言われましたけども、秘密会にしようと思えば委員に諮ってできるわけですし、委員会その他の運営方法は工夫できるわけですから、現実には僕は僕自身は改善すべきだというふうに思いますけども、委員会協議会は公開していないんです。議員には公開しているんですね。だから、そういう運用も、現実に公開といいながらしているわけですね。そこは本当にひとつ、議会運営委員会が法定されたことを契機に、他の地方自治体も議会運営委員会を法的根拠のある運営委員会として公開していくということで、そういう流れになってきて、基本条例を策定した多くの議会では、議会運営委員会は公開するというようになってきているわけで、私はそういう意見です。

後は皆さんで議論して、やはりどこかで折り合いをつけないかんわけですから、ここでできないと言うのであれば全員協議会で諮ると。政務活動費も、ここでは全会一致で導入すべきだとなったけれども、全会一致がやはり基本ですから、全員協議会でひっくり返っちゃったということもありますから、それはもうそれで、ここはこの議論として置いておいて、全員協議会で合意が図れるかどうか議論をしていただきたい、こういうふうに思います。

**西井委員長** 最後にまとめてもらったという感じで、タイムラグとかいろんな話も出ていましたけど、その話でも、今やっぱ理事者側も、例えば6月議会やったら、9月議会がいつごろくらいからの予定でとかいう話が先に報告されるようになってきたと。私自身が最初議員になった頃は、議運をいつすると決まっているのに、まだわかりませんというような返事を事務局長からいただいたことがあったわけです。その辺から見たら、事務局の方も議員に対してだいぶ改善されてきていると思います。その辺で言えばタイムラグがだんだんだんだんと少なくなって、白石委員が先ほどおっしゃったように、議案が当日しか出てこないというのも、今は議運が終わったらすぐ配送してもらっているので、改善されているということもあると思いますが、ただ、今のところでは当委員会としては、作業部会と同じように平行線のまま、意見の差がちょっとあるということで、大きな問題もないですけど、やはり議員各位の意見を聞かせてもらった上で、全会一致という原則の中で、全員協議会でもう一度、この問題は議員全員にかかわる問題ですので、6月10日に全員協議会が予定されているので、そこでご意見を聞かせてもらって、全会一致の原則で決めさせてもらいたいということよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**西井委員長** それでは、そのようにさせていただきます。

ほかに、条例案全体について何かご意見等はございませんか。

増田委員。

**増田委員** 先ほどご説明いただきました条例案の3ページのところの市民参加及び市民との連携の3、地方自治法第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに法第109条第5項及び法第115条の2による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民の専門的または政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるとなっているんですけども、私、内容がわからないんですけども、この専門的、政策的識見というのは、市民以外のそういう専門的な識見の導入はできないという意味で市民というふうに表現されているんですかね。どうでしたっけ。私、最終確認で今読んで気がついたんですけども、市民以外の識見というのは余り運用されないということでもいいんでしょうか。市民しかあかんということでしょうか。

**西井委員長** 多分、市民というのは、市民にかかわる部分についての話だと思います。もっと専門的な形になったら、現実には公聴会や参考人として委員会にも呼べる権限はもう既にあるわけですから、細部にわたって、例えば何々地区の何々がこうこうやという話が出てきたときには、そういう人を呼べるという意味やな。

中井事務局長。

**中井事務局長** 今の第100条の2のところでございます。第100条の2につきましては、「普通地方公共

団体の議会は、議案の審査または当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる」となっております。要は大学の先生とか、そういう人を呼ぶことができるとなっております。

西井委員長 増田委員。

増田委員 ということは、私が解釈した市民の中からしかそういう学識経験者が運用できないのじゃないに、市民に限らずということで、そういう解釈でいいんですね。そういう意味でここで市民とうたっているんじゃないよと。

西井委員長 第100条の2とか第109条第5項、第115条の2には参考人制度というのがあるけども、3番は、そこまでの専門家を参考人に呼ばなくても、地域の問題やったらまた参考人を市民の代表として呼べるという文章やな。

白石委員。

白石委員 第100条の2と第109条第5項及び第115条の2は、いわゆる参考人制度、公聴会制度。これをそれぞれ説明して。

西井委員長 条項では制度があると。それ以外にもこういう市民からの参考人を呼べるという意味合いでいいと思いますけど、それでよろしいか。

白石委員。

白石委員 第100条の2と、第109条第5項、第115条の2というのは別になっているから。第109条第5項、第115条の2を読んで。

中井事務局長。

中井事務局長 それでは、条文を朗読します。まず、第100条の2でございます。「普通地方公共団体の議会は、議案の審査または当該地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる」となっております。

次に第109条第5項でございます。この条文で、「第115条の2の規定は、委員会について準用する。」となっております。

そして、第115条2でございます。「普通地方公共団体の議会は、会議において予算その他重要な議案、請願について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができる。」となっております。

以上でございます。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

白石委員。

白石委員 この件については、増田委員が指摘されているように、市民に限定されると、こういうふうを受けとめられるところがやはりあるというふうに思います。しかし、法の趣旨は、それだけではなくて、専門的知見を有する学識経験者等ということですので、これは市民以外の学者、研究者とか、あるいは専門的な弁護士とか公認会計士とか、いろいろ指しているわけ

で、当然市内にそういう方がいればいいわけですけど、いないケースもあるわけですから、やはりそういう人も含まれているということです。そこでご提案したいのは、「市民」の次の「の」を消して、「市民や学識経験者等の専門的または政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする」と、そのようにしていただければ整合性が図れるのではないかと。

第100条の2というのは、これは議会の権限として調査権を明らかにしたものであります。第109条第5項及び第115条の2というのは、委員会の役割とかの中で、委員会が市民の皆さんの声を反映するという形で、公聴会制度あるいは参考人制度をして、市民並びに先ほど来議論されている学識経験者等の意見を聞けると。公聴会の場合は不特定多数の方々から聞くということになりますけども、参考人ということになれば、参考人はその委員会を選んで、利害関係者あるいは中立な人たちを呼んで意見を聞くということになりますので、ここでもやっぱり市民だけじゃなくて、いろんな専門的な知見を有する人たちを参考人として呼んで意見を聞くということもあるわけですから、これが適切ではないかと。議会の権限と、委員会の議案審査や調査の上で必要な参考人制度と公聴会制度、そういう法の趣旨ですから、もちろん市民は中心ですけども、広く知見のある学識経験者を選んで議案審査、調査をやっていくということになるというのが解釈、運用だというふうに思います。お諮りしたいと思います。

**西井委員長** 今、白石委員がおっしゃったような文面に変更するというので、皆さんよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**西井委員長** ほかにご意見はございませんでしょうか。

それと、これは一応条例案という形で意見を聞かせてもらっていますが、全員協議会にも諮らせてもらうわけですが、また条例を解釈する専門部局で、この辺については文面を若干こうすべきやろうとかいうことが出てきたら、そういう文面になることもあるということ、そして、基本条例の作成については9月以降にパブリックコメントを実施できればと考えておりますので、もしその中でその辺が出てきたら、若干の変更があるかもしれませんということをご理解してもらいたいと思います。よろしいでしょうか。

白石委員。

**白石委員** 1点だけ。前回の作業部会の中で、どのように取扱うかということで、法制の方に確認をするということになっていました第3章の市民と議会の関係における第5条、広報機能の充実のところと、そして第7章の議会及び議会事務局の体制整備の第15条、議会広報の充実、これをどのように取扱うか。第5条に一本化して、第5条に第2項、第3項として第15条を入れていくか、その点をどうするかということはまだ決まっていないですか。

**西井委員長** 中井事務局長。

**中井事務局長** 前回、広報機能のところがダブっておりましたので、それを資料2の第5条のところで一本化しております。

**西井委員長** 白石委員。

白石委員 当初議論した議会広報の充実のところに、第5条として第2項、第3項に入れていくということで、法制の方もそれが妥当だということやな。

西井委員長 作業部会ではそのように決めたということやな。

中井事務局長。

中井事務局長 この条例案ができましたので、今後の処理といたしましては、法令審査会の方で、条文をもうちょっと細かいところを見ていってもらう予定をしております。そこでひょっとしたら文言を若干変えなければならないことが発生する可能性はございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 それは最終的にこの全文について法制で確認してもらえばいい話だけでも、今私が聞いているのは、第3章の市民と議会の関係の中での第5条の広報機能の充実と、それから第7章の議会及び議会事務局の体制整備の中での第15条の議会広報の充実そのものは、作業部会では一応第5条に第2項、第3項として入れていくということになったけれども、最終法制に確認をするということじゃなくて、第15条を削除して第5条に第2項、第3項として入れていくのは、そのものが妥当なのかどうかということ聞いてほしかった。例えば、第3章の第5条を削除して第15条にまとめてもいいとおっしゃるかもわからない。その部分については確認できていないわけやな。

西井委員長 中井事務局長。

中井事務局長 作業部会では一本化する、議会広報の充実というところに移動するという確認していただいたと思います。今、白石委員が言われるように、法令審査会の方にはまだこのことについては諮っておりません。

西井委員長 一応作業部会でそう決めたということやな。

白石委員。

白石委員 僕が言いたいのは、できたもので、議会広報の充実、第15条は全部削除してしまって、第5条に第2項、第3項として入れるというのは、これは作業部会の考え方なんやな。作業部会で考えたこと。しかし、実際法制の方へ確認するのは、できたやつをぱっと渡すわけやから、判断しようがないのと違うか。こっちとこっちとをまず示して、どっちへ入れた方がいいんやろうかと、やっぱり両方何らかの形で残さないといけないのか、いやいや、第15条の方へ入れるのがいいんじゃないかという意見が欲しかったわけです。だから、第5条と第15条を見てもらって、その上で、これはもう第5条で第2項、第3項にした方がベターです、いや、広報の充実という点からしたら、また性格が違うものになるから、やっぱり両方残しておいた方がいいとなるのか、そこを聞きたい。だから、最後の結論を見せて、これでいいですかではなくて、今の議論の過程を、こういうことで作業部会はしましたけども、それが妥当なのかどうかということを法制で、法制でなくてもいいじゃないですか、それを担当している職員にあらかじめ確認をしてほしかったということなんや。

西井委員長 作業部会で決めたよって、それがこれやということで進めてくれてんねやろ。

白石委員。

白石委員 最後に成案としてできたものを法制に諮るということか。ほんだら判断しようがない。

西井委員長 条例としては間違いがないかどうかを確認してもらおうというだけになるので。議員でつくった文で、これは問題あるよというふうなことの法的な問題だけの指摘やな。せやから、作業部会でそういうふうな形でこの前決めたから、その文で審査してもらおうというのが事務局の判断やろ。その辺の認識が違ったと思います。よろしいですか。

白石委員 いいです。

西井委員長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 そしたら、とりあえず一応この文面で了解してもらおうということと、全員協議会でまたこの件についても諮らせてもらい、また、先ほどの議会運営委員会の件についても、全員協議会で意見を聞きながら進めていきたいと思いますので、あと、法令審査会は9月までぐらいになるのかな。

中井事務局長。

中井事務局長 それでは、今、基本条例制定案ができましたので、今後のスケジュールですが、先ほども言いましたように、この資料2の基本条例案を法令審査会の方で審査していただくのと並行して、作業部会では今後、逐条解説本をつくっていきたいと思っております。そして、9月以降にパブリックコメントまで持っていけたらというスケジュールで考えておるところでございます。

西井委員長 そしたら、そういう予定で皆さん方、ご了解お願いいたします。

そのほかについてでございますが、何かご意見ございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようでしたら、本日の委員会はこれまでといたします。

慎重審議、どうもありがとうございました。本日意見を聞かせてもらって、まだ決めていない件につきましても、またいろんな全体的な文面につきましても、もう一度全員協議会の方でご意見を聞かせてもらって、今、局長が申しあげましたようなスケジュールで進めてみたいと思います。また、作業部会の方々には、何日も出席してもらう中で、大変作業が多い中でご苦労願ったことは、当委員会としても敬意を表したいと思います。また、まだまだ作業部会にも、また委員会にもご苦労をかけないといけないと思いますが、よろしく願いいたしまして、簡単ではございますが本日の会議の終了のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会 午前11時23分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長

西 井 覚